

再送達上申書

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御中

債権者

印

債権者

債務者

第三債務者

上記当事者間の御庁平成 年()第 号債権差押命令申立事件について、
債務者に対する債権差押命令の送達がないを理由として不送達となっているので、
日曜日又は休日指定の郵便で、債務者住所にあてて再送達を実施されたく上申する。

配達希望日 平成 年 月 日()